

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	尾道市 (342050)	
地域名 (地域内農業集落名)	因島:原・洲江 瀬戸田:荻・宮原・御寺・垂水・福田・瀬戸田・澤・鹿田原・中野・名荷・林・高根	
	(第1農区、第2農区、第3農区、第4農区、第5農区、第6農区、第7農区、第8農区、第9農区、第10農区、) (垂水1、垂水2、垂水3、垂水4、天神、中央(福田)、祖羅、大久保、熱田、旧町1、旧町2、澤、鹿田原、第1、中央(中野)、昭和、川西、岡條、下條、浜條、吉田、東部、越地上、越地下、才崎2、才崎1、下條下、下條上、西郷、中郷、空城、東郷、高根1、高根2、高根3、高根4、高根5、高根6、高根7、高根8、早瀬、五本松東西、峯組、田高根郷上、田高根郷下、走出、泊組、空組、平原、郷(荻)、下條、中井津、西組、浜組、郷(宮原)、東組、宝地、田之浦上、田之浦下、正林寺、上郷、東郷、中郷、下郷、西郷、細田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は尾道市の南部に位置し生口島と高根島からなり、瀬戸内気候の温暖かつ晴天日が日が多いことから柑橘栽培が盛んな地域である。
 地域内の認定農業者は全79経営体(個人経営体74、法人経営体5)、その内77経営体が柑橘栽培を行っている。また、担い手に位置付けられた利用者については、全員が柑橘栽培を行っている。
 担い手の平均年齢は、認定農業者で61歳、農地を借受けている農業者で63歳、自己所有農地のみ農業者では74歳となり、特に自己所有地のみで営農する者の平均年齢が高くなっていることから、急傾斜地などの条件が不利な農地から遊休農地となる可能性が高い。遊休農地が増えることで、有害鳥獣による農作物被害の増加、道水路の管理不足など、周辺環境の悪化が懸念される。
 このことから、担い手の確保のために地域内外からの担い手の受入れを検討し、農地の効率的な利用のための農地集積などを検討していく必要がある。
 今後も担い手の不足や遊休農地の増加に対して、地域としてどのように農地を守っていくのが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

柑橘を主要作物とし、柑橘の魅力、ブランド力等の向上を図るとともに、更なる産地化を推進していく。
 担い手に対し農地が集積されるよう、地元や農業委員、農地利用最適化推進委員、JAひろしま、行政等の関係機関が情報共有を行うことで、担い手に対し農地の斡旋を行える体制の構築を図る。特に、認定農業者や営農規模拡大の意向のある者に対しては積極的に農地集積を行うとともに、新たな担い手の確保には地域内外問わず就農を推進していく。
 また、農地維持が困難となった担い手に対しては、農地の荒廃化が進む前に関係機関と連携をすることで集積が可能な担い手へのスムーズな移行を目指す。
 担い手の負担軽減を目的にスマート農業技術の推進を図ることで、農作業の省力化、効率化を目指す。また、効率的な農地集約化を目的に圃場整備の実施を検討する。
 効率的な農地の利用集積を進める一方で、維持が困難な農地や営農条件の悪い農地は、山林化や鳥獣緩衝帯とすることも取組も検討し、地域の実情に応じた農地維持の在り方を考えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,149 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,149 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く全ての農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、尾道市農地バンクも活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 県、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の斡旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。また、U・I・Jターン者や定年帰農者などの多様な担い手を確保を進める
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 耕作放棄地の増加にともなう病虫害や鳥獣害発生の要因となるため、瀬戸田地域果樹振興対策協議会と果樹研究同志会、生産販売委員が放任園の伐採を請け負っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラス等の被害が拡大しないよう、単市事業による侵入防止柵設置や鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した整備等を行っていくとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。
②GAPや特別栽培農産物、環境保全型農業などの取組を県やJAの取組と連携し支援をしていく。
③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。
⑤瀬戸田果樹産地協議会の「瀬戸田果樹産地構造改革計画」に基づき、取り組みを進める。